

山梨県公報

第千九百五十七号

平成二十一年

六月十八日

木 曜 日

目 次

告 示

液化石油ガス販売事業者の認定……………三〇三

道路の区域変更(二件)……………三〇三

道路の供用開始(二件)……………三〇四

人事委員会……………三〇四

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………三〇四

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………三〇四

告 示

山梨県告示第二百号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項の規定により告示する。

平成二十一年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 クレイン農業協同組合 代表理事組合長 石井幹夫
- 二 住所 都留市田原一丁目二番三号

山梨県告示第二百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

所において、この告示の日から平成二十一年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
笛吹市一宮町狐新居字五反田一三三番の三 地先から 笛吹市一宮町狐新居字五反田一三三番の四 地先まで	八・九 一〇・六	九・〇 二二・五	一一四・〇 一一四・〇

山梨県告示第二百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 愛宕山公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
甲府市岩窪町字長谷五八六番の一地先から	八・一	八・一	三九七・〇

甲府市岩窪町字長谷五三四番の二地先まで

新	一六・三	三九七・〇
九・九	一七・二	

山梨県告示第二百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	葎崎昇仙峡線	葎崎市藤井町大字南下条字冷田二四四番の一地先から葎崎市藤井町大字南下条字下河原五六番の一地先まで	二九四・五	平成二十一年六月十八日

山梨県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年七月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	塩山勝沼線	甲州市塩山牛奥字手代原二八五	五二七・〇	平成二十一

九番の一地先から
甲州市塩山花園字反田二〇〇九番の一地先まで

年六月十八日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年六月十八日

山梨県人事委員会 委員長 渡邊 貢

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「入院勧告等」を「在宅要請等」に、「とき」を「場合」に改める。

第二十九条中「職員の責によらない」を「職員が」に改め、「の不可抗力によって、職員が他の便宜の方法」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十一号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年六月十八日

山梨県人事委員会 委員長 渡邊 貢

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四

号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「入院勧告等」を「在宅要請等」に、「とき」を「場合」に改める。

第二十八条中「職員の責によらない」を「職員が」に改め、「の不可抗力によつて、職員が他の便宜の方法」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番